

# (仮称)浦安市まちづくりに関する条例懇話会の意見まとめ

令和3年11月11日  
第4回 (仮称)浦安市まちづくりに  
関する条例懇話会

参考資料  
4-3

NO.	条例(案)	条文	委員意見	対応方針
1	まちづくり基本条例	第2条他	第1回の会議資料のイメージ図の中に、まちづくり基本条例と既にある条例との関係性を示した図がありましたが、総則の条例の位置づけのところで、そのイメージ図を文字にすることでよろしいでしょうか。	
2	まちづくり基本条例	第2条他	情報公開条例、個人情報保護条例、市民参加推進条例の3つが出来上がっている中で、その頭となる政策の指針として、大まかに捉えていく形が望ましいと思います。	
3	まちづくり基本条例	第2条他	まちづくり基本条例が、上位にくる概念であるということであれば、既存条例の位置づけが、総則の中で少し明らかになってくれば、条例の市民への浸透度がより高くなると思います。	浦安市まちづくり基本条例は、浦安市におけるまちづくりの基本を定めるものであることから、第2条第2項において、「他の条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合性を図ります。」と記載しています。
4	まちづくり基本条例	第2条他	まちづくり基本条例の中に、既存や他の条例の名前を入れるのか、入れないのかという議論も今後必要になると思います。必ずしも上位ではないということなので、必要に応じて入れるものもあれば、必ずしも入れる必要はないという認識でよろしいでしょうか。	浦安市行政基本条例においても、既存条例や今後新たに制定する条例など関連する条例については、各条文に記載しています。また、第17条第2項において、「この条例に定める事項を実現するため、条例等の制定その他の必要な措置を講じなければならない。」と記載しています。
5	まちづくり基本条例	第2条他	まちづくりに関するあらゆる取組に、議会や情報公開条例、個人情報保護条例、市民参加推進条例といったものが入ってくる位置づけになるのでしょうか。	
6	まちづくり基本条例	第2条他	今回検討されているまちづくり基本条例は、既存の条例や今後作成する条例群に対して包括的なものとするということで、条例間の結びつきは可能な限りその関係にした方がよいと思いました。	
7	まちづくり基本条例	第3条	コミュニティという言葉について、まちづくり基本条例では「地域コミュニティ」という言葉が使われ、浦安市ホームページでは「育児コミュニティ」という言葉も使われています。地域コミュニティは、自治会や地域での集まり・つながりを指すと思いますが、一方で、育児コミュニティや防災コミュニティという特定のテーマに関するつながりも定めるという論点もあると思います。	浦安市まちづくり基本条例では、第3条第1号において、市民を「市内に住所を有する者及び市内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいいます。」と定義しており、市内で活動する団体等も市民として捉えていることから、コミュニティという用語は使用していません。
8	まちづくり基本条例	第3条	「市民」の定義について決まっていたら教えてください。例えば、在日外国人の方や、通勤通学者、法人も含めるのか決まっていたら教えてください。	
9	まちづくり基本条例	第3条	地域コミュニティは市民ではないようなイメージを受けてしまったのですが、自治会は市民なのか、そうではないのかという点はどうでしょうか。	浦安市まちづくり基本条例では、第3条第1号において、市民を「市内に住所を有する者及び市内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいいます。」と定義しています。地方自治法で規定する「住民」とは、市町村の区域内に住所を有する者で、外国人や法人を含むものとされており、この条例では「市内に住所を有する者」と表現しています。まちづくりは、幅広い人たちが協力し合って取り組むことが重要であると考え、この条例では、地方自治法で規定する住民よりも広い意味での定義付けをしています。
10	まちづくり基本条例	第3条	「市民」の概念の考え方ですが、幅広く考えれば市民は住んでいる人だけではありません。市民として全体で捉えた場合、逐条解説などで「市民」や「市民等」という形で記載していくのか、細かく定義した方がいいと思います。	
11	まちづくり基本条例	第3条	内容(用語定義)面について、市と市民の定義が難しく感じました。例えば、自治会は市民側で自治会連合会は市(の外部機関)側になるのでしょうか。また、市長は市長の責務を負うと同時に、市民としての役割も持つで合っていますでしょうか。	
12	まちづくり基本条例	第3条	浦安市内の事業者や企業の目線に関する項目が少ない印象を持ちました。別の条例で盛り込むのか、もしくはこの条例で盛り込むのかという議論はあると思いますが、行政基本条例でもそのような内容があってもいいと思います。財政運営にも直結する項目ですので、その辺りは議論すべきかと思います。市民の中で個人は重要ですが、企業なくして浦安市の財政は成り立たないので、大事にしたいだけだと思います。	浦安市まちづくり基本条例では、第3条第1号において、市民を「市内に住所を有する者及び市内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいいます。」と定義し、市内の事業者も市民として捉えています。事業者にも参加していただきながら、連携協力してまちづくりを進めていきたいと考えております。
13	まちづくり基本条例	第3条	一時的な滞在人口である25万人を市民の定義に含めるかどうかという話がありましたが、危機管理で考えると25万人の市民と、浦安市に住んでいる市民を同等に扱うというのは少し腑に落ちない部分があり、また同等に扱えるのかという問題もあるので、市民の定義付けは奥が深いと感じました。	浦安市まちづくり基本条例では、第3条第1号において市民を「市内に住所を有する者及び市内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいいます。」と定義しており、一時的に本市に滞在している人は含めていません。
14	まちづくり基本条例	第3条	「まちづくり」という言葉自体を定義しておいた方がいいと思いますがいかがでしょうか。	浦安市まちづくり基本条例では、第3条第4号において、まちづくりを「浦安市における公共の福祉を増進するあらゆる取組をいいます。」と定義しています。
15	まちづくり基本条例	第3条	「まちづくり」を平仮名にした理由・根拠を考えておいた方がいいと思います。	浦安市まちづくり基本条例では、第3条第4号において、「まちづくり」を「浦安市における公共の福祉を増進するあらゆる取組をいいます。」と定義し、公共施設の整備などいわゆるハード面のみならず、ゴミ出しや福祉サービスなどいわゆるソフト面も含めた広い概念で捉えています。「まち」を「街」や「町」と記載すると、ハード面の印象が強くなります。また、「づくり」を平仮名で表記することにより、「作る、造る、創る」など様々な意味で捉えられることから、「まちづくり」とひらがなで表現しています。
16	まちづくり基本条例	第3条他	個人情報保護条例と情報公開条例は、個人の権利と公共の関わりについて、どう捉えるかという問題があります。今回、議論する(仮称)浦安市まちづくり基本条例でどう考えるかはひとつ軸として定めることが必要だと思います。	浦安市まちづくり基本条例では、第3条第4号において、まちづくりを「浦安市における公共の福祉を増進するあらゆる取組をいいます。」と定義しています。また、第7条第2項では、「市民は、まちづくりへの参加に当たっては、互いの立場及び考えを尊重するとともに、自らの発言及び行動に責任を持たなければなりません。」として、まちづくりへの参加にあたっては、他の人が置かれた立場や考えを思いやることを前提として記載しています。

# (仮称)浦安市まちづくりに関する条例懇話会の意見まとめ

令和3年11月11日  
第4回 (仮称)浦安市まちづくりに  
関する条例懇話会

参考資料  
4-3

NO.	条例(素案)	条文	委員意見	対応方針
17	まちづくり基本条例	第4条	市民自治と団体自治をどう融合していくかは難しい問題だと思っています。市民と市の関係性で、自治会の要望に市が応じるような状況も出てくると思います。市が一方的にこうだから駄目だと市民に言うわけではないという意味で、市と市民の優位性や優先性をどう定義していくのか、それとも定義しないのかを伺いたしたいと思います。	浦安市まちづくり基本条例では、第4条第2項において、「市民は、まちづくりを進めるに当たり、自らできることは自ら、自分たちでできることは自分たちで考えて実践します。」と記載しています。その上で、市及び議会は、個人、近隣、地域コミュニティ、市民活動団体や事業者など様々な市民が行うまちづくりを尊重した上で、市民で解決できないことは、十分に協議をし、同意を経ることを原則として、その取組を補完し、支援することを第3項において記載しています。
18	まちづくり基本条例	第4条	基本条例には、市民と市(議会など含む)として、どういう状態(である)を目指しているのかを記すと良いと思います。今後、個別の条例間の関係や矛盾などが発生し、解決を図っていく際の一つの拠り所になるのではないかと思います。	
19	まちづくり基本条例	第4条	「行政運営の基本原則」の(2)の「連携・協力して、相互に補完し合いながら行政運営を行う」とは、単に補完し合うという意味ではなく、「補完性の原理」を指しているのでしょうか。もしそうであれば、補完性の原理が読み取れるように条文が逐条解説に書き込んでいただければと思います。また、補完性の原理と連携・協力との関係について、連携・協力の中の一部として補完性の原則があるのか、そもそも補完性の原理という大原則の中で連携・協力していくのか、方針があれば確認したいと思います。	浦安市行政基本条例の第3条第2号の「参加と連携協力の原則」は、浦安市まちづくり基本条例の第4条で示している補完性の原理の考えに基づくものであり、逐条解説で条文の考え方を記載します。また、補完性の原理と連携協力の関係については、浦安市まちづくり基本条例の第4条で、補完性の原理に基づく考え方を記載しており、この考え方を踏まえて、連携協力していくものと考えています。
20	まちづくり基本条例	第7条	市民の権利と責務、役割という言葉使いで、市長に対して責務という言葉を使うのであれば、市民は役割というソフトな表現の方がいいと思います。	浦安市まちづくり基本条例の「第3章 市民の権利及び役割」において、第7条を「市民の役割」として記載しています。
21	まちづくり基本条例	第7条	責務、権利、役割などのワードの使い方も「まちづくり」と同様に慎重に使い分ける必要があるように感じました。浦安市民に何らかの責務が生じるというイメージを与えてしまうと、窮屈感の市民感情は否めないと感じました。	
22	まちづくり基本条例	第7条	市民に対しては、基本的には役割という言葉を使うのがいいと思いますが、事柄によって責務と役割を使い分けてもいいと感じました。	浦安市まちづくり基本条例では、第7条を「市民の役割」と記載していますが、第1項では「努めるものとします。」と記載しているのに対し、第2項では「持たなければなりません。」と表現を使い分けて記載しています。
23	まちづくり基本条例	第7条	(仮称)浦安市まちづくり基本条例は、どれだけひとりひとりの市民を尊重できるかというところだと思っています。従いまして、情報発信や自治会加入の話もありましたが、市民ひとりをどこまで尊重できるかを前提にいろいろなものができていくと思います。	浦安市まちづくり基本条例では、第7条第2項において、市民の役割として「互いの立場及び考えを尊重する」として、参加の前提として、市民一人ひとりの多様性の尊重を記載しています。
24	まちづくり基本条例	第8条他	行政基本条例骨子案の「4 市及び職員の責務」の市の責務に、「市は、職員を適切に指揮監督し」とありますが、「市」は誰を指すのかわからなかったため、逐条解説に説明があるといいと思います。	浦安市まちづくり基本条例では、第3条第2号において、市を「市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいいます。」と定義しています。「職員を適切に指揮監督する」のは、浦安市の代表者である「市長」であると整理し、浦安市まちづくり基本条例第8条において、「職員を指揮監督し」と記載することとしました。
25	まちづくり基本条例	第10条	自治会に参加する必要があるかどうかについて意識の差が生じています。	
26	まちづくり基本条例	第10条	自治会加入のメリットとして、防災情報や防犯情報などの生活に必要な情報が回ってきやすいことがあります。しかし、今は個人でも情報が集めやすく、横のつながりがなくても生活できるという考え方もある。	
27	まちづくり基本条例	第10条	自治会の加入率は、賃貸アパートが多い元町地域では3割程度しかありません。自治会としては、会員の高齢化が進捗し、徐々に会員数が減っているのが課題だと思っています。	浦安市まちづくり基本条例では、第10条第1項において、「市及び議会は、まちづくりに関する情報を適切かつ分かりやすい形で市民に提供し、市民との情報の共有に努めます。」と記載しており、市による地域コミュニティへの理解と関心を高める周知・啓発も捉えています。また、第2項において、「市民は、まちづくりに関する関心を高め、まちづくりに関する情報の収集、他の市民や市及び議会との情報の共有に努めます。」として、自治会による市民に対する情報発信も含めて他の市民との情報共有に努めることを記載しています。
28	まちづくり基本条例	第10条	自治会を通さなくても人とのつながりができるので、あえて自治会に参加する必要がないという感じがします。	
29	まちづくり基本条例	第10条	新しく引っ越してきた人からは、自治会の加入方法がわからないといった声があり、情報発信が不足していると思います。	
30	まちづくり基本条例	第10条	事業者やNPOなどは、事業をする中で見えてくることもあるので、その視点をビジネスだけでなくまちづくりに活かすことも重要だと思います。そういった視点を吸い上げられる仕組み作りも議論していければと思います。	浦安市まちづくり基本条例では、第10条第2項において「市民は、まちづくりに関する関心を高め、まちづくりに関する情報の収集、他の市民や市及び議会との情報の共有に努めます。」として、市民も他の市民や市及び議会と情報共有することを記載しており、ここでいう市民には市内で活動する事業者やNPOなども含まれます。また、市民間の情報共有が進むことは、まちづくりのみならず、商業や産業の振興にも資するものと捉えています。
31	まちづくり基本条例	第10条	他の商工会議所では、手厚い子育て支援などにより若い人が増えている一方で、商工会議所の会員はそれほど増えなかったと聞きました。一方で、住民の増加により、大きな商業施設ができるなど、商業的にいろいろな循環が出来てきました。子育て支援などの市民に対する支援を行うことで、最終的に商業環境にもフィードバックされると言えます。	
32	まちづくり基本条例	第10条他	既にある個人情報保護条例、情報公開条例、市民参加推進条例を並行して直していくのか、あるいはまちづくり基本条例を制定したあとで個々に手を入れて整合性を図るのでしょうか。	浦安市まちづくり基本条例では、「第6章 情報の共有」、「第7章 参加と連携協力」において、既に制定されている浦安市情報公開条例、浦安市個人情報保護条例、浦安市市民参加推進条例の概念を包括する考え方を示しています。また、第2条第2項において、「他の条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合性を図ります。」と記載し、条例間の整合性を図ることを示しています。
33	まちづくり基本条例	第10条他	市民の責務を役割という言葉にするのは賛成です。まちづくり基本条例で「市民」を定義することで、市民参加推進条例等の他の条例で使っている言葉とどう整合性を図っていくのかが気になりました。そういった整合性もここで議論していくのか、今後の進め方で気になりました。	

# (仮称)浦安市まちづくりに関する条例懇話会の意見まとめ

令和3年11月11日  
第4回 (仮称)浦安市まちづくりに  
関する条例懇話会

参考資料  
4-3

NO.	条例(素案)	条文	委員意見	対応方針
34	まちづくり基本条例	第13条他	行政基本条例骨子案の「行政運営の基本原則」の(2)で市民参加に関する記載がありました。まちづくりに関する条例の枠組みの中の市民参加推進条例との兼ね合いも含めた形で行政基本条例が組み立てられていくという認識でよろしいでしょうか。この枠組みの中の条例でいくつか重複・相互補完しなければならない部分もあると思いますが、その部分について分かりやすい表現で記載していただければと思います。	浦安市まちづくり基本条例では、「第7章 参加と連携協力」において、既に制定されている浦安市市民参加推進条例の概念を包括する考え方を示しています。また、浦安市行政基本条例では、第11条第2項の「行政運営への参加に関する事項は、別に条例で定める。」という表現において、浦安市市民参加推進条例との関連性を示しています。
35	まちづくり基本条例	第14条他	去年の台風の際に独居・高齢世帯への体育館への避難誘導が、数少ない民生委員だけで行われていたと聞きました。個人情報の関係で、独居とか障害のある方の情報を民生委員だけが把握していたようです。自治会等の横の組織も活用すれば、速やかに緊急事態に対応できるのではないかと考えます。縦と横の組織が連携した形で、緊急事態に対応できればよいのではないかと考えます。	浦安市まちづくり基本条例では、第14条第1項において、「市民は、互いの自発性及び自主性を尊重しつつ、必要に応じて相互に補完しながら、連携協力してまちづくりを進めるよう努めます。」として、個人、近隣、地域コミュニティ、市民活動団体や事業者など様々な市民同士においても、相互に補完しながら連携協力してまちづくりを進めることを記載しています。また、第4条第3項において、「市及び議会は、市民の行うまちづくりを尊重した上で、市民との協議及び同意を経ることを原則として、市民の信頼に基づいて、その取組を補完し、支援します。」と記載しているとおり、災害などに対しても、市民同士の連携協力が図られるよう、市及び議会は、その取組を補完し、支援することを示しています。
36	まちづくり基本条例	第16条他	千葉県との連携に関しては、市川保健所が千葉県管轄なので、今回のコロナ感染の自宅療養者について、浦安市に患者の個人情報は示されません。一方、他の県では示しているところもあり、神奈川県海老名市では、県から情報を受けて自宅療養者の細かなケアを行い、救命につながったという例もあるようです。このような個人情報の例外規定のようなものを検討いただいて、安全なまちづくりに資する体制づくりをお願いしたいと思います。	浦安市まちづくり基本条例では、第16条において、「課題解決の必要に応じて、千葉県及び国と対等な立場で適切な役割分担の下、連携協力すること」を記載しています。さらに、浦安市行政基本条例では、第19条第1項において、「市は、課題解決の必要に応じて、千葉県及び国と対等な立場で適切な役割分担の下、連携協力するとともに、積極的に意見、要望等を述べる。」ことを記載しています。このような関係を前提としながら、千葉県及び国と連携協力などをしていきます。
37	まちづくり基本条例	第17条	今回のまちづくり基本条例の制定にあたっては、市民会議から始まり、我々も参加して意見を述べる過程をかなり丁寧に踏んできましたが、このまちづくり基本条例の見直しの際には、同じように丁寧な手続きを取るのか、あるいは別のプロセスを取るのか、どのようにお考えですか。	浦安市まちづくり基本条例では、第17条において、「市長は、社会経済情勢等の変化に対応するため、必要に応じて、この条例を見直すための措置を講じます。」と記載しています。社会経済情勢等の変化に伴い、根幹に関わる大きな改正が必要となった際には、市民の皆様に参加いただき改正手続きを進める必要があると考えます。
38	まちづくり基本条例		住民投票の件はどうでしょうか。外国人を含める点や、年齢等の要件と内容はまちづくり基本条例に盛り込まれるのでしょうか。	浦安市まちづくり基本条例は、第1条において「まちづくりの基本原則を明らかにし、まちづくりを推進するための基本的な事項を定める」ことを目的としています。従って、住民投票を含む、具体的な制度については定めることは想定していません。
39	行政基本条例	第1条	「1 目的」の中の「市民の信託」という言葉について、大きな意味では信託で正しいと思いますが、具体的には分かりづらく、概念的にもっとソフトな表現であれば分かりやすいと思いますので、検討していただきたいと思います。	浦安市行政基本条例では、第1条において、「信託」という言葉を、市民にとって分かりやすい「信頼」に変更しています。
40	行政基本条例	第2条	行政は誰から構成されているのか改めて確認させていただきたいです。「市及び職員」とありますが、「市」と「行政」の違いは何でしょうか。「市」は誰のことを指すのか疑問に感じました。市長や執行機関といった部分を、逐条解説で分かりやすく説明していただければと思います。	浦安市行政基本条例では、第2条に「用語の定義」を新たに記載しました。また、用語の意義は、浦安市まちづくり基本条例の例によることとしており、市を「市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいいます。」と定義しています。
41	行政基本条例	第3条	説明の中に「持続可能」という言葉が入っていましたので、ぜひ目的の中に「持続可能」という言葉を入れていただきたいです。	浦安市行政基本条例では、第3条第1号において、「総合的な政策推進の原則」として「将来にわたって持続可能な行政運営を行う。」と記載しています。
42	行政基本条例	第3条	「2 行政運営の基本原則」の(3)の「公正の確保」に「公平」を加え、「透明性の向上」に「確保」を加えていただければ、もう少し分かりやすくなると思います。	浦安市行政基本条例の第3条第3号における「公正」という用語は、公平で偏っていないことという意味で用いており、「公平」も捉えています。また、「透明性の向上」という表現は、透明性の確保を前提として、さらにそれを向上させるという意味で使用しています。
43	行政基本条例	第5条	行政手続について、市民としては、手続きの簡素化や押印の見直し等もう少し具体的に書かれていると読みやすいと思いました。それから、デジタル化やオンライン化は、浦安市では行っているのでしょうか。例えば、コネクテッド・ワンストップで複数の行政機関にわたる手続きを一元化するというのを聞いたことがあります。何らかのシステムができていのであれば、条文にデジタル手続き等を記載したらいいと思いました。	浦安市行政基本条例では、「第3章 行政運営の基本方針」で新たに第5条として「行政改革」に関する条文を設け、第1項において「より質の高い行政サービスを提供するため、行政資源を最適に活用する。」と記載しています。
44	行政基本条例	第6条	「財政運営」のところで、「持続可能で健全な財政運営」を基本方針として示されていますが、具体的にはどのようなことを指すのでしょうか。例えば、市の財政が先細っていくなかで、歳入を伸ばしていくにあたって、地域の納税者、地域密着の事業者を育成していく方針や、地域経済上、市役所は多くの支出をする機関ですが、その調達や委託において、事業者に対し地域性や地域密着、市民参加などの指標を設けて、指標が高い事業者と契約を優先していく方針や、寄付や基金などの他の財布を設けていく方針などが考えられますが、行政基本条例にそのような方針を盛り込むのか盛り込まないのか、検討していく必要があるのではないかと考えます。	浦安市行政基本条例では、第6条第1項において、「財源の確保及びその効果的かつ効率的な活用を図り、持続可能で健全な財政運営を行う。」として、「財源の確保」を記載しています。なお、財源の確保に関する考え方については、第3項において「財政運営に関する事項は、別に条例で定める。」と記載しています。
45	行政基本条例	第6条他	「財政運営」で「持続可能で健全な財政運営を行う」と「市民に分かりやすく公表する」とありますが、関係条例の中で具体的に示すということでしょうか。同様に「行政評価」についても、行政評価条例でより具体的な内容を示すという考え方でしょうか。	予算及び決算その他の財政状況は、既に広報や市ホームページ等を通じて公表しています。浦安市行政基本条例では、第6条第2項において「市民に分かりやすく公表する」と改めて記載しています。具体的な手法や手続き等については、各条例や規則等により定めていきます。
46	行政基本条例	第8条	行政評価の客観性の担保として、誰がどのようにして評価を行っているのか教えてください。評価を行い、その結果を踏まえてPDCAサイクルを回すことが望ましいと思います。	浦安市行政基本条例では、第8条第2項において、行政評価に当たっては「市民等を加える方法を用いるよう努める」と記載して、客観性を担保するべく、外部評価を行うことを想定し記載しています。

(仮称)浦安市まちづくりに関する条例懇話会の意見まとめ

令和3年11月11日  
第4回 (仮称)浦安市まちづくりに  
関する条例懇話会

参考資料  
4-3

NO.	条例 (素案)	条文	委員意見	対応方針
47	その他		(仮称)浦安市まちづくりに関する条例は、(仮称)浦安市まちづくり基本条例と並列の関係ですか。	浦安市まちづくり基本条例は、まちづくりの基本原則を明らかにするなど浦安市におけるまちづくりの基本を定めるものです。この条例の考え方に基づいて、行政運営、議会、情報公開、個人情報保護、財政運営などの各条例があり、これらの全てを捉えて浦安市まちづくりに関する条例と考えています。
48	その他		資料に記載されている文章がそのまま「目的」などの条文になるのでしょうか。それとも口頭で説明いただいた文章・言葉も含めて、条文は変わるのでしょうか。	これまでに議論いただいた内容や口頭で説明した内容等を反映し、第4回の「素案」を作成しています。
49	その他		行政基本条例骨子案の「総合計画」(2)で「総合計画の進行管理」と書かれていますが、工程表やロードマップなどを作っていくということでしょうか。	総合計画の進行管理については、本市では具体的な事業を明示した実施計画で総合計画を運用しています。実施計画は、基本的に3か年の計画となり、実施計画の進捗をもって総合計画の進行管理を行っております。
50	その他		今回の条例について、施行規則は必要となりますか。	浦安市まちづくり基本条例、浦安市行政基本条例において施行規則を制定することは検討していませんが、解釈の方向性を示す逐条解説の作成は検討しています。
51	その他		行政評価について、市民の便益性の向上が評価基準になると思います。便益性自体の評価は難しいと思いますが、何らかの指標を用いて便益性の向上を示すことができれば、客観的な評価になると思いますので、自己評価だけでなく基準を設けてもらえるといいと思います。	具体的な手法や手続き等については、各条例や規則等により定めていきます。
52	その他		「危機管理」について、「危機管理体制を整備する」と書かれていますが、整備するだけでなく、その後の管理として、PDCAサイクルを回していただけたらいいと思います。整備することは素晴らしいことですが、危機管理を総括されている市と近隣の小中学校が連携しながら定期的に見直したほうがいいと考えており、「管理」という言葉にPDCAサイクルを回すという意図が含まれるといいと思います。	